

# 青森県報

第二千二百四十号

平成十五年  
十月十七日

(金曜日)

## 目次

### 告 示

農業改良資金の貸付けに係る償還金の収納事務の委託の一部改正	(団体経営改善課) 一
農業改良資金の貸付けに係る償還金の収納事務の委託	(畜産課) 一
飼料の試験の結果の概要	(林政課) 一
保安林の指定解除予定	(同) 二
保安林の指定施業要件の変更予定	(同) 二
右 同	(同) 三
右 同	(同) 四
右 同	(同) 四
宅地建物取引業者の免許の取消し	(建築住宅課) 四
公 告	
県営土地改良事業計画変更の決定	(農村整備課) 五
公安委員会	
型式の検定適合遊技機	(生活安全企画課) 五

## 告 示

## 示

青森県告示第六百五十六号

平成十五年四月一日青森県告示第二百三十一号(農業改良資金の貸付けに係る償還

金の収納事務の委託)の一部を次のように改正する。

平成十五年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

表弘前市農業協同組合の項、岩木町農業協同組合の項、西目屋村農業協同組合の項、大鰐町農業協同組合の項、碓ヶ関村農業協同組合の項及び藤崎農業協同組合の項を削る。

青森県告示第六百五十七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次に掲げる者に対し、平成十五年十月十七日から平成十六年三月三十一日までの間における農業改良資金の貸付けに係る償還金の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十五年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	住 所
つがる弘前農業協同組合	弘前市大字城東北四丁目の一

青森県告示第六百五十八号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第一項の規定により平成十五年九月八日及び九日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成十五年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼 料 の 名 称	製 造 年 月	試 験 結 果 の 概 要										違反の内容										
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リ ン %	粗 纖 維 %	粗 灰 分 %	揮 発 性 窒 素 %	水 溶 性 窒 素 %	消 化 率 %	T D N %		M E kcal/kg	そ 他 の 査 水 分 %								
中部飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字 海岸24の5	同 左	アール中印肉用牛肥育用配合飼料	15.9	15.2	3.6	0.68	0.54	4.4	4.7															
		キングミックス	15.9	16.8	3.9	0.70	0.40	2.4	4.2															
		アール中印子豚育成用配合飼料	15.9	18.3	4.2	0.99	0.61	3.2	5.4															
		アール中印中すう用配合飼料 中す名人	15.9	18.3	4.2	0.99	0.61	3.2	5.4															
		アール中印成羶飼育用配合飼料	15.9	18.3	5.5	3.55	0.52	3.2	11.3															
		レイヤーC17	15.9	16.4	3.4	0.78	0.51	2.4	4.4															
		アール中印子豚育成用配合飼料	15.9	16.4	3.4	0.78	0.51	2.4	4.4															
		スロインコクタ	15.9	65.5																				
		65%水産ミール シスミール	15.9																					
		15.9																						

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあつては、個別検査項目別に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

青森県告示第六百五十九号

次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 解除予定保安林の所在場所

三戸郡福地村大字福田字堀切一三の三〇・一三の三一・字大沢一三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 保安林を解除しようとする理由

土地改良事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び福地村役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第六百六十号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成十五年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東津軽郡平館村大字石崎字長屋形一の一・一の八・大字平館字長屋形一の一・大字根岸字長屋形一の一・大字野田字尻高川一の一・大字今津字尻高川一の一・大字石浜字尻高川一の一・蟹田町大字石浜字塩越四六六の一・大字小国字東小国山一の一・大字山本字東小国山一の一・大字小国字西小国山一の一(以上二一筆国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字石崎字長屋形一の一・一の八・大字平館字長屋形一の一・大字根岸字長屋形一の一・大字野田字尻高川一の一・大字今津字尻高川一の一・大字石浜字尻高川一の一・大字石浜字塩越四六六の一・大字小国字東小国山一の一・大字山本字東小国山一の一・大字小国字西小国山一の一(以上二一筆国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第六百六十一号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成十五年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

上北郡十和田湖町大字沢田字生内一の一・大字奥瀬字生内二七〇の一・字仙ノ沢二六四の二(以上三筆国有林。次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

上北郡七戸町字七戸深山一の一(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は択伐による。  
字七戸深山一の一(次の図に示す部分に限る。)

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(三) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

十和田市大字深持字深持山一の一・大字切田字方平一・上北郡十和田湖町大字奥瀬字生内二七〇の一(以上三筆国有林。次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課並びに十和田市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第六百六十二号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成十五年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和四十六年三月十二日農林省告示第三百九十九号（二に係るものに限る。）、昭和五十八年十月十七日農林水産省告示第八百八十二号（一に係るものに限る。）、昭和五十八年十二月十二日農林水産省告示第二千四百四十二号

二 変更に係る指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法 変更しない。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課並びに十和田市役所及び七戸町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第六百六十三号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成十五年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十七年十二月二十七日農林水産省告示第二千三百号（一に係るものに限る。）、平成四年十二月二十八日農林水産省告示第三千三百三十六号（一及び二に係るものに限る。)

二 変更に係る指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法 変更しない。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第六百六十四号

平成十五年四月二日次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確認できない旨の公告をしたところ、当該公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成十五年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社一陽
- 二 代表者の氏名 小野照子

三 主たる事務所の所在地 八戸市大字売市字熊野堂三〇番地二  
 四 免許証番号 青森県知事(一)第三〇一〇号  
 (教示) この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に、青森県知事に対して、行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)による異議申立てをすることができる。

公 告

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、戸沢地区の県営土地改良事業(担い手育成基盤整備事業(緊急農地集積ほ場整備事業)(計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十五年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
平成十五年十月二十日から同年十一月十七日まで
- 三 縦覧の場所  
五所川原市役所

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第五十九号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百一十二号)第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第

六条の規定による技術上の規格に適合すると認めため、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十五年十月十七日

青森県公安委員会委員長 櫛 引 利 貞

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CR新選組L	株式会社メーシー販売
"	CR武王伝説M	豊丸産業株式会社
"	CR武王伝説S	"
"	CR武王伝説T	"
"	CR武王伝説H	"
"	CR大工の源さんM3	株式会社三洋物産
"	CR大工の源さんL52	"
"	CR大工の源さんM56	"
"	CRファイバークリムゾンファイ AMX	株式会社三共
"	CRファイバークリムゾンファイ AJX	"
"	CRファイバークリムゾンファイ AFX	"
"	CRファイバークリムゾンファイ ARX	"
"	CRファイバークリムゾンファイ AKX	"

”	”	回胴式遊技機	”	”
ホクトノケン	トランドム	クロヒヨウ	ハイパーチョッキモンGX	CRハイパーチョッキモン
サミー株式会社	株式会社イレブン	株式会社ラスタ	”	株式会社大一商会

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一  
号 青森県

(印刷所・販売人)  
青森市古川二丁目一七番五号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭